

京都市青年期健康診査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校や職場等で健康診査を受診する機会のない18歳から39歳の者が健康診査を受診することにより、病気の早期発見を図るとともに、単に医療を要するものの発見でなく、生活習慣の改善に関する正しい知識を普及し、健康についての認識と自覚の高揚に資することを目的とする京都市青年期健康診査事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 本事業の対象者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 受診日時点において18歳から39歳まで者
(ただし39歳の方で年度内に40歳になる者は特定健康診査の対象者となるため対象外)
- (3) 学校、事業所及び保険者が実施するサービスで健康診査を受ける機会のない者

(受診券等の交付)

第3条 本事業担当課は、対象者の申し出に基づき、受診券、受診票及び受診の手引きを交付する。

(受診券等の提出)

第4条 対象者は、第6条に規定する機関の受付窓口にて、本人確認できる書類を提示の上、受診券、受診票等必要な書類を提出する。

(受診回数)

第5条 対象者が、青年期健康診査を受診できる回数は、同一事業年度において、一人当たり1回とする。

(実施形態)

第6条 本事業の実施にあたっては、本事業を実施する能力を有すると市長が認める団体で、別に契約する機関に委託して実施するものとする。

(検査項目)

第7条 検査項目は、次に掲げる項目とする。

- (1) 問診
- (2) 身体計測（身長，体重，腹囲）
- (3) 理学的所見（身体診査）
- (4) 血圧測定
- (5) 尿検査
- (6) 血液検査

(医師の判定)

第8条 第5条の検査に係る医師の判定は、次のとおりとし、いずれかの区分を選択する。

- (1) 異常なし
 - (2) 要指導
 - (3) 要医療
- 2 前項の規定にかかわらず、第7条に定める検査の結果、緊急に医療が必要な者に対しては、速やかに実施機関から受診者に通知することとする。

(結果等の通知)

第9条 結果等の通知は、第6条に規定する機関が郵送等の方法により行う。

(受診料金)

第10条 本事業に伴う費用として、受診者は第6条に規定する機関の窓口で、3,000円を支払うものとする。ただし、次の各号に掲げる者が、それぞれ必要な書類を提出した場合は、これを免除する。

- (1) 生活保護受給者（福祉事務所長の発行する生活保護受給証明書）
- (2) 市長が特に必要と認めた者

(同一事業年度に2回以上受診したことが判明した場合の取扱い)

第11条 対象者が、本健康診査を同一事業年度に2回以上受診したことが判明した場合は、京都市は、当該受診者に対し、同一事業年度に複数回受診しないよう促す文書を送付することとし、それ以後に同様に受診したことが判明した場合は、健診に係る費用から受診料金を控除した額を請求するものとする。

(受診後、対象者でなかったことが判明した場合の取扱い)

第12条 受診日時点で青年期健康診査対象者でない者が、本健康診査を受診したことが判明した場合は、京都市は、当該受診者に対し、健康診査費用から受診料金を控除した額を請求するものとする。

(健康・栄養相談)

第13条 健康診査の結果について、次に掲げるいずれかの区分に該当する者に対して適切に健康・栄養に関する情報提供、相談、受診勧奨等を行う。

- (1) 異常なし
- (2) 要指導
- (3) 要医療

(その他)

第14条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、健康長寿のまち・京都推進担当局長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。